

消防署からのお知らせ

消防法令改正に伴い

すべての飲食店に消火器の 設置が義務付けられます

平成28年12月22日に糸魚川市で発生した大規模火災を受け、今まで消防法令で消火器設置の義務がなかった延べ面積150㎡未満の飲食店にも平成31年10月1日から消火器の設置が義務付けられます。

新たに消火器が必要となる飲食店

飲食店で、次のすべてに該当する場合は、消防法施行令第10条に基づき、消火器の設置が義務付けられます。

- 1 建物の延べ面積が150㎡未満
※建物全体の面積が150㎡以上の場合は、従前から設置が必要です。
- 2 業として飲食物を提供するため、
こんろなどの火を使用する設備又は器具
を設けている。

※こんろなどの火を使用する設備又は器具に、防火上有効な措置（調理油過熱防止装置など）が講じられている場合は、消火器の設置が必要ありません。



消防用設備等の点検・結果報告

今回の消防法令の改正により、新たに設置した消火器は、消防法第17条の3の3に基づき6か月ごとに点検し、1年に1回消防署に報告することが義務となります。

- 機器点検：6か月に1回
- 点検報告：1年に1回（最寄りの消防署長あて）